

## 選挙規約

### 公益社団法人石川県言語聴覚士会

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人石川県言語聴覚士会（以下当法人）の理事選挙に関して必要な事項を定めるものとする。

(選挙管理委員会の設置)

第2条 当法人は選挙を行うために、選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、理事の選挙を管理・運営することを目的とし、選挙管理委員（以下委員）によって構成される。

3 委員は、理事会の承認を経て正会員の中から会長が委嘱する。

4 委員は2名以上5名以内とし、任期は2年とし、再任を妨げない。

5 委員は立候補および立候補者の推薦人になることはできない。

(選挙管理委員会の業務)

第3条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

(1) 選挙告示

(2) 立候補届の受理、立候補者の公示

(3) 選挙人名簿の整備

(4) 投票及び開票の管理、投票の有効と無効の判定

(5) 当選の確認及び会員への報告

(6) その他選挙に必要な事項

(選挙権・被選挙権)

第4条 選挙権は、投票日より1箇月以上前から正会員であった者、被選挙権は投票日より6箇月以上前から正会員であった者が有する。

(選挙の告示)

第5条 選挙管理委員会は、投票締め切り日の28日以前に、選挙期日・選挙すべき役員の定員数及び立候補の受付期間、その他必要事項を告示し、立候補を受け付けなければならない。ただし、立候補の締め切り日は、投票日の14日以前とする。

2 立候補の届出は、特別な事情がある場合を除き、締め切り日迄に到着したものを有効とする。

(立候補の届出)

第6条 理事に立候補しようとする正会員は、立候補事由(担当内容)と他の正会員2名以上の推薦者名を添えて、選挙管理委員会の指定する様式にて届け出るものとする。

2 立候補者数が定員数に満たないときは、理事会が定員数に不足する数の候補者を推薦することができる。

3 立候補者は他の立候補者の推薦者となることはできない。

4 正会員は、候補者1名または2名の推薦者となることができる。

(立候補者の公示)

第7条 選挙管理委員会は、投票が実施される場合には、投票日の7日前までに、候補者の氏名、所信表明、推薦者名などを掲載した選挙公報を発行する。

(選挙の方法)

第8条 投票は無記名とし、選挙管理委員会が定める様式を用いて行うこととする。

2 特別の事情があると選挙管理委員会が認めた場合は、その事由を明示した上で、総会での無記名投票に変えることができる。

(開票立会人)

第9条 開票に際し、選挙管理委員会は立候補者以外の立会人を指名することができる。

(当選者の確定)

第10条 有効票数の最多数を得た者から順次当選とし、最終順位当選者の得票が同数のときは、選挙管理委員会による抽選で当選者を決定する。

2 立候補者数が定員数に満たない場合は無投票当選とする。また、理事会推薦による候補者は無投票当選とする。

3 理事に欠員が出た場合は次点者がある場合はその者を繰り上げ当選とし、次点者がいない場合には、理事会推薦によって補うことができる。

(選挙結果の報告)

第11条 選挙管理委員会は当選確定後、結果を総会で報告しなければならない。

(異議申し立て)

第12条 選挙結果に疑義があるときは、正会員は監事に異議を申し立てることができる。

2 調査の結果、監事が異議を認めたときは、選挙のやり直しを命ずることができる。

(規約の改正)

第13条 この規約は、理事会の議決を経て変更することができる。

(施行細則)

第14条 この規約の施行に必要な細則は、選挙管理委員会が定める。

附則

この規約は公益認定を受け移行の登記を行った日から施行する。